

原動機付自転車（新基準原動機付自転車を含む）

（申請できる車両）※以下のすべてを満たすもの

- 1 総排気量が125CC以下もしくは定格出力が1.0KW以下
- 2 ミニカー、特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車

申請書類

○共通書類

- 1 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- 2 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

○販売店からの購入の場合

- 1 販売証明書
- 2 石ずりまたはエフ（※車体に刻まれている車台番号の写真を印刷したものでも可）
- 3 共通書類 1、2

○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がある場合）

- 1 原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証
- 2 共通書類 1、2

○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がない場合）

- 1 譲渡証明書
- 2 石ずり（※車体に刻まれている車台番号の写真を印刷したものでも可）
- 3 共通書類 1、2

※新基準原動機付自転車（総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の車両）を登録する場合には、従来の原動機付自転車と外見及び総排気量による識別が困難であることから、以下いずれかの項目において確認します。

○譲渡（販売）証明書の型式認定番号

○国土交通省が運用する最高出力確認制度に基づいて、確認実施機関（国土交通大臣が認定した最高出力確認を実施する者）が個々の車両ごとに発行する「最高出力が4.0kw以下であることの確認済書」又は確認実施機関による「最高出力確認結果の表示（シール）」

※「最高出力が4.0kw以下であることの確認済書」は原本、「最高出力確認結果の表示（シール）」は写真を印刷したものを提出してください。